

○神奈川県警察情報セキュリティ監査実施要綱の制定について

(平成 20 年 12 月 22 日例規第 61 号／神情発第 2314 号)

各所属長あて 本部長

このたび、神奈川県警察情報セキュリティに関する規程(平成 17 年神奈川県警察本部訓令第 4 号)の一部を改正したことに伴い、別添のとおり神奈川県警察情報セキュリティ監査実施要綱を制定し、平成 21 年 1 月 1 日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

別添

神奈川県警察情報セキュリティ監査実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神奈川県警察情報セキュリティに関する規程(平成 17 年神奈川県警察本部訓令第 4 号)第 7 条第 2 項の規定に基づき、神奈川県警察における警察情報システム等に係る情報セキュリティに関する監査(以下「監査」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(総括責任者)

第 2 条 総務部長は、総括責任者として、監査に関する事務を総括する。

(情報管理課長の任務)

第 3 条 総務部情報管理課長(以下「情報管理課長」という。)は、監査責任者として、監査の計画、実施等に関する事務を行うものとする。

(監査員の指名)

第 4 条 総務部長は、総務部情報管理課の職員のうち警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員の中から監査員を指名し、監査の事務を行わせるものとする。

(監査の種類)

第 5 条 監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

(通常監査)

第 6 条 総務部長は、毎年度、すべての所属に対し、警察情報システム等に係る情報セキュリティに関して通常監査を実施するものとする。

(実施計画)

第 7 条 情報管理課長は、毎年度、情報セキュリティ監査実施計画(以下「通常監査実施計画」という。)を作成し、情報セキュリティ委員会の審議を経た上、総務部長の承認を得るものとする。

2 通常監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 監査の重点項目
- (2) 監査の実施時期

(3) その他必要な事項

(資料の要求等)

第8条 情報管理課長は、通常監査を実施するため必要と認めるときは、監査の対象となる所属の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属職員を出頭させるよう求めることができる。

(通常監査実施上の留意事項)

第9条 通常監査の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 取り扱う情報の保秘を徹底すること。
- (2) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (3) 資料及び情報を十分収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないように注意すること。

(報告)

第10条 情報管理課長は、通常監査を終了したときは、実施結果を取りまとめ、速やかに総務部長に報告しなければならない。

(通常監査の結果に基づく措置)

第11条 総務部長は、通常監査の結果に基づき、改善を求める事項その他必要と認める事項を監査を受けた所属長に指示するものとする。

- 2 前項の規定による指示を受けた所属長は、当該指示の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を講じ、その結果を総務部長(情報管理課長経由)に報告しなければならない。
- 3 総務部長は、監査の結果、必要とする対策その他重要な事項について、情報セキュリティ委員会の審議を経るものとする。

(特別監査)

第12条 総務部長は、特に必要があると認めるときは、監査の対象となる所属、監査日時、監査項目その他必要な事項を定めて特別監査を実施するものとする。

- 2 第8条から前条までの規定は、特別監査について準用する。